

がいこくじん
外国人

そ う だ ん

Q & A



こうえきざいだんほうじん あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人 秋田県国際交流協会

(Akita International Association)

秋田に住む外国人のみなさんからの相談を、1冊にまとめました

秋田県には約4,000人の外国人が暮らしています。自分の国と日本では、言葉や文化、生活のしかたが違うため、「こんなとき、どうすればいいの?」と、わからないことがたくさんあるのではないのでしょうか。

秋田県国際交流協会(AIA)では、そんなみなさんからの相談を受け付けています。このQ&Aは、今までAIAに入った相談を参考にして作りました。

このQ&Aを読んでもわからなかったことや、気になることがあれば、AIAに電話やメールをしてください。

「Q」は外国人の方からの質問、「A」はそれについての答えです

Q 20 自分の国の運転免許があれば日本で運転できますか。

Q 20 あなたの国がどこによって、日本で運転できる場合と、できない場合があります。詳しいことは運転免許センターへお問い合わせしましょう。

秋田県警察本部運転免許センター

TEL : 018-863-1111

運転免許総合案内URL

<http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/menkyo/index.html>

あなたの質問について、詳しい情報を教えてくれる場所の名前や電話番号が書いてあります

もっと詳しく知りたい方へ

《本国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》

本国免許証を取得し、本国に3ヵ月以上滞在し、且つ本国免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許センターで実施される試験に合格すれば日本の運転免許証に切り替えることができます。申請にあたっては、各国の大使館・領事館または一般社団法人 日本自動車連盟(JAF)による運転免許証の日本語翻訳文が必要です。

もっと詳しく知りたい方へには、Qに関係がある内容の、もっと詳しい情報が書かれています。書いてある内容について、もっと知りたいときは、AIAに電話してください。

もくじ

(このQ&Aには、こんな相談そうだんについての情報じょうほうがのっています)

Q. 1	在留資格とはなんですか？	1
Q. 2	日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？	1
Q. 3	在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、どうすればいいですか？	2
Q. 4	日本人の夫が亡くなりました。私はこのまま日本で暮らすことができますか？	2
Q. 5	日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいのでしょうか？	2
Q. 6	私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らしたいのですが、どうしたらいいですか？	2
	在留資格に関する問い合わせ窓口	3
	もっと詳しく知りたい方へ《査証（ビザ）と在留資格の違い》	4
	もっと詳しく知りたい方へ《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》	4
	もっと詳しく知りたい方へ《子どもの呼び寄せと教育に関して》	4
Q. 7	私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。どんな手続きが必要ですか？	5
Q. 8	私のパスポートを更新することは日本でもできますか？	5
	大使館・領事館の連絡先	6
Q. 9	パスポートをなくしてしまいました。どこに知らせたらいいですか？	7
	もっと詳しく知りたい方へ《パスポートの証印転記》	7
Q. 10	国際結婚の手続きを教えてください。	8
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人と日本人との結婚》	8
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人同士の結婚》	8
Q. 11	離婚するときはどんな手続きが必要ですか？	9
Q. 12	日本人の夫が離婚届を役所に出すと言っています。私は離婚したくありません。どうしたらいいですか？	9
	もっと詳しく知りたい方へ《国際離婚》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《日本での離婚の方法について》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》	10
	もっと詳しく知りたい方へ《再婚するとき》	10
Q. 13	日本人の夫と離婚することになりましたが、子どもはこれからも私が育てたいです。離婚したら子どもはどうなりますか？	11
Q. 14	私は夫から殴られたり、蹴られたりしています。日本語もうまく話せないし、相談できる人もまわりにいないので、どうしたらいいのかわかりません。	12

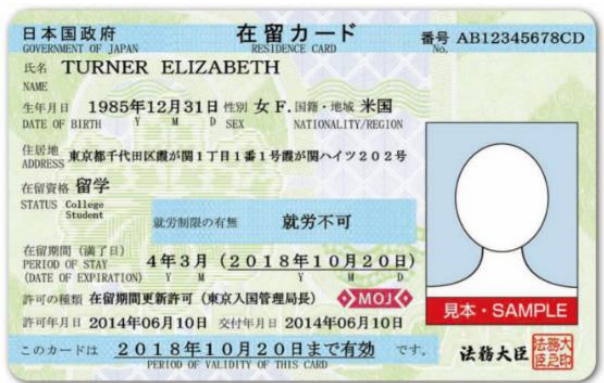

	もっと詳しく知りたい方へ《配偶者・恋人からの暴力》	13
Q. 15	秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？	13
	もっと詳しく知りたい方へ《外国人が日本で仕事をするには》	13
	ハローワークの連絡先一覧	14
Q. 16	私がもらっている時給は、秋田県の最低賃金よりも少ないと知りました。外国人だから少ないのでしょうか？	15
	もっと詳しく知りたい方へ《労働に関する法律》	16
	もっと詳しく知りたい方へ《仕事を辞めたら・・・》	17
	もっと詳しく知りたい方へ《労働基準監督署》	17
Q. 17	病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。	18
Q. 18	日本の公的医療保険制度について教えてください。	19
	もっと詳しく知りたい方へ《日本の公的医療保険制度》	19
Q. 19	母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？	20
	もっと詳しく知りたい方へ《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について（義務教育年齢・公立学校に限る）》	21
	もっと詳しく知りたい方へ《子どもの日本語について》	21
	秋田県内の教育委員会一覧	22
Q. 20	自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか？	23
	もっと詳しく知りたい方へ 《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》	23
	もっと詳しく知りたい方へ《日本で免許を取る際の外国語教本について》	23
Q. 21	日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか？	24
Q. 22	通訳や翻訳してくれる人を探しています。どこで紹介してもらえますか？	25
Q. 23	マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？	25
	市役所（役場）でできるいろいろな手続き	27
	A I Aの地域外国人相談員を紹介します	28
	日本語を勉強できる場所（日本語教室一覧）	29
	いろいろな相談窓口一覧	31

Q.1 在留資格とはなんですか？

A.1 在留資格とは、あなたが日本で暮らすために必要な資格のことです。在留資格の種類によって、どのくらいの期間日本に滞在することができるか、仕事をするのできるかなどの条件が違います。90日以内の観光や、日本にいる家族に会いに来る場合は、「短期滞在」の在留資格をもらいます。

Q.2 日本に到着したときに「在留カード」をもらいました。このカードはどんなときに使うのでしょうか？

A.2 在留カードには、あなたの在留資格の種類や、在留資格の期限、仕事のできるかどうか書かれています。あなたが日本に滞在資格があることを証明する、とても大切なカードです。いつも持っていてください。

在留カードのおもて	在留カードのうら
	

>2020.01.01「出入国在留管理庁ホームページ」より

Q.3 在留資格を変えたり、日本に滞在できる期間を長くしたいときは、
どうすればいいですか？

A.3 あなたの在留資格や生活状況によって必要な手続きが違います。出入国在留
管理庁やインフォメーションセンターにお問い合わせしましょう。☎電話番号は3ペ
ージ

Q.4 日本人の夫が亡くなりました。
私はこのまま日本で暮らすことができますか？

A.4 あなたが「日本人の配偶者等」の在留資格を持っている場合、今の在留期限が
切れるとあなたの在留資格もなくなってしまいます。日本に住み続けたいとき
は、どのような手続きをしなければならないのか、出入国在留管理庁に問い
合わせましょう。☎電話番号は3ページ
※外国人が日本人の夫や妻と離婚した場合も同じです。

Q.5 日本にずっと住むためには、どのような手続きをすればよいので
しょうか？

A.5 「永住許可」があれば、在留資格や、在留期間を変えなくても、ずっと日本に
住むことができます。出入国在留管理庁で「永住許可申請」について、くわ
しいことを聞きましょう。☎電話番号は3ページ

Q.6 私の国にいる自分の子ども（実子）を日本に呼んで一緒に暮らした
いのですが、どうしたらいいですか？

A.6 子どもの『査証（ビザ）』と『在留資格』が必要です。くわしいことは出入国
在留管理庁や、インフォメーションセンターに確認しましょう。☎電話番号は3
ページ 子どもの年齢によっては学校に入学させることも考える必要がありま
す。Q.19（☎20ページ）も確認してください。

ざいりゅうしかく かん と あ まどぐち
在留資格に関する問い合わせ窓口

- ・ 仙台出入国在留管理局秋田出張所 (日本語での相談です)

TEL : 018-895-5221

でんわ ようび じかん へいじつ
 電話できる曜日と時間 : 9 : 00-12 : 00、13 : 00-16 : 00 (平日のみ)

- ・ 外国人総合相談支援センター (外国語で相談できます)

TEL : 03-3202-5535 / 03-5155-4039

でんわ ようび じかん へいじつ
 電話できる曜日と時間 : 9 : 00-16 : 00 (平日のみ)

しゅくじつ まいつきだい だい すいようび やす
 ※ 祝日、毎月第2・第4水曜日はお休みです

はな がいこくご でんわ ようび
 話すことができる外国語と、電話できる曜日

	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日
ちゅうごくご 中国語	○	○	○	○	○
えいご 英語	○	○	○	○	○
ポルトガル語	○				
ベトナム語				○	○
ベンガル語		○			
インドネシア語		○			
スペイン語			○		○

- ・ 外国人在留総合インフォメーションセンター (外国語で相談できます)

TEL : 0570-013904 (IP、PHS、海外からかけるときは03-5796-7112)

でんわ ようび じかん へいじつ
 電話できる曜日と時間 : 8 : 30-17 : 15 (平日のみ)

はな がいこくご えいご かんこくご ちゅうごくご
 話すことができる外国語 : 英語、韓国語、中国語、スペイン語など



もっと詳しく知りたい方へ

《査証（ビザ）と在留資格の違い》

査証（ビザ）…日本へ入国する前に自分の国にある日本大使館・領事館で取得するもので、外務省より発給されます。

在留資格 …日本に入国する際に取得するもので、出入国在留管理庁より発給されます。



もっと詳しく知りたい方へ

《在留資格「日本人の配偶者等」と「永住者」の違い》

	日本人の配偶者等	永住者
在留期間	6か月、1年、3年、5年 (更新手続きが必要)	無期限 (更新手続きは不要)
日本人の配偶者が死亡したり、離婚したりした場合	在留資格の更新ができないので、日本に滞在し続けるには、何らかの在留資格を取得しなければなりません。 ※死別や離婚した後も在留期限までは日本に滞在することができます。	在留資格に影響しないので、日本に滞在し続けることが可能。

- ・「永住」は、国籍は外国人のまま日本に永久に住める権利です。
申請窓口は出入国在留管理庁です。これは在留資格の一種です。
- ・「帰化」は、外国人が日本国籍を取得すること、つまり日本人になることです。
申請窓口は法務局となります。

秋田地方法務局戸籍課

TEL : 018-862-1129

電話できる曜日と時間 : 8 : 30-17 : 15 (平日のみ)



もっと詳しく知りたい方へ

《子どもの呼び寄せと教育に関して》

子どもを日本に呼び寄せる前に下記について慎重に考える必要があります。

- ①子どもの年齢
- ②子どもの日本語能力
- ③日本での教育

Q.7 ^{わたし} ^{くに} 私の国にいる家族と友人が日本に観光に来たいと言っています。
^{てつづ} ^{ひつよう} どんな手続きが必要ですか？

A.7 あなたの家族と友人の国籍によって、査証（ビザ）がいる場合、いない場合があります。詳しいことは、あなたの国の大使館や領事館（[P6](#) ページ）に問い合わせましょう。

Q.8 ^{わたし} 私のパスポートを更新することは日本でもできますか？

A.8 日本にある、あなたの国の大使館や領事館で更新または期間延長の手続きをしましょう。詳しいことは、それぞれの国の大使館・領事館（[P6](#) ページ）に確認してください。また、秋田県や岩手県などで中国・フィリピンの「一日領事サービス」を行うときがあります。そのときは、秋田県や岩手県でパスポートの更新をしたり、相談をしたりすることができます。いつ、どこで一日領事サービスを行うのか、領事館に確認しましょう。

たいしかん りょうじかん れんらくさき
大使館・領事館の連絡先

くに なまえ 国の名前	たいしかん りょうじかん なまえ 大使館や領事館の名前	でんわばんごう 電話番号
ちゅうごく 中国	ざいさっぽろちゅうかじんみんきょうわこくそうりょうじかん 在札幌中華人民共和国総領事館	011-563-5563
フィリピン	きょうわこくたいしかん フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
かんこく 韓国	ざいせんだいだいかんみんこくそうりょうじかん 在仙台大韓民国総領事館	022-221-2751
アメリカ	ざいさっぽろ がっしゅうこくそうりょうじかん 在札幌アメリカ合衆国総領事館	011-641-1115 011-641-1116 011-641-1117
ベトナム	しゃかいしゅぎきょうわこくたいしかん ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3311 03-3466-3313 03-3466-3314
タイ	おうこくたいしかん タイ王国大使館	03-5789-2433
インドネシア	きょうわこくたいしかん インドネシア共和国大使館	03-3441-4201

ほか くに たいしかん りょうじかん ざいにちがいこくこうかん かくにん
 その他の国の大使館や領事館は「在日外国公館リスト」で確認することができます。

がいむしょう ざいにちがいこくこうかん
外務省 在日外国公館リスト

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/>

Q.9 パスポートをなくしてしまいました。
どこに知らせたらいいですか？

A.9 日本でパスポートをなくしたり、盗まれたりしたら、すぐに近くの交番（警察官が
いるところ）に行きましょう。そして、日本にある自分の国の大使館や領事館
（☎6ページ）にも連絡をして、パスポートをなくしたり、盗まれたことを話し
ましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《パスポートの証印転記》

パスポートには上陸許可証印や再入国許可証印などの記載がありますが、更新したパスポートにはそれらは転記されません。出入国在留管理庁で古いパスポートの上陸許可証印や再入国許可証印を新しいパスポートに移してもらえます（転記しない場合は、在留資格の期限まで新旧の二つのパスポートの所持が必要）。



Q.10 国際結婚の手続きを教えてください。

A.10 日本で結婚するときは、市役所や町、村の役場に「婚姻届」を出してください。自分の国の大使館や領事館（☎6ページ）にも知らせてください。手続きのしかたは、国によって違います。



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人と日本人との結婚》

外国人と日本人が日本で結婚したい場合、一般的には両方の国で結婚の手続きをします。一方の国だけの手続きをした場合は、もう一方の国で結婚したことが証明されず困ることがあります。

先に日本の方式で結婚手続きをしてその後外国に届出をする方法と、先に外国の方式で結婚手続きをしてその後日本に届出をする方法があります。国によっては後者の方がスムーズに手続きができる場合もあります。



もっと詳しく知りたい方へ


《外国人同士の結婚》

外国人同士が日本で結婚したい場合は、国によって手続き方法が異なりますので、日本にあるそれぞれの国の大使館・領事館（☎6ページ）に確認しましょう。

また、日本で手続きをしても問題がなく、日本の市町村役場で結婚手続きをするときは、市町村役場に必要書類などを確認します。当然のことながら自分の国への届出も必要です。



Q.11 離婚するときにはどんな手続きが必要ですか？

A.11 日本で離婚するときには、市役所や町、村の役場に「離婚届」を出してください。自分の国の大使館や領事館（6ページ）にも知らせてください。手続きのしかたは、国によって違います。



日本での手続きに関する相談

- ・ 法テラス秋田 TEL : 050-3383-5550 / 0570-078374
電話できる曜日と時間 : 9:00-17:00 (平日)
- ・ 秋田弁護士会 法律相談センター TEL : 018-896-5599
電話できる曜日と時間 : 9:00-17:00 (平日)
- ・ 市町村が行う無料法律相談

Q.12 日本人の夫が離婚届を役所に出すと言っています。 私は離婚したくありません。どうしたらいいですか？

A.12 あなたが離婚したくなくても、役所が離婚届を受け取ると、離婚したことになるってしまいます。離婚したくないときは、すぐに日本人の夫の本籍があるところか、住んでいるところの役所に行って、「離婚届の不受理申出」を出してください。そうすると、役所では離婚届を受け取りません。



もっと詳しく知りたい方へ

《国際離婚》

外国人と日本人または外国人同士が日本で離婚したい場合は、結婚の手続きをした全ての国で離婚の手続きをします。日本にだけ離婚手続きをして自分の国に離婚手続きをしないと、自分の国ではまだ結婚していることとなります。再婚する時のトラブルの原因にもなりますので、離婚手続きは必ずしましょう。詳細は日本にある各国大使館・領事館（[📄 6ページ](#)）にお問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《日本での離婚の方法について》

離婚の方法は4つあります

①協議離婚

夫婦で話しあって「離婚する」と決めること。

②調停離婚

家庭裁判所が夫婦の話を1人ずつ聞いてから、話しあって離婚を決めること。

③審判離婚

話をするだけでは離婚が決まらないとき、家庭裁判所が離婚を決めること。

④裁判離婚

家庭裁判所で裁判をして離婚を決めること。



もっと詳しく知りたい方へ

《婚姻関係にある日本人と離婚した後の在留資格》

日本人と離婚または死別した外国人は、在留期限までは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、そのまま在留期間の更新をすることはできません。日本に住み続けたい場合には、他の在留資格を得る必要があります。詳細は出入国在留管理庁（[📄 3ページ](#)）にお問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《再婚するとき》

日本の法律では、女性は離婚成立後100日経過しないと再婚できません。ただし、前の夫と再婚する場合など例外もありますので、市町村役場に確認しましょう。外国人女性が日本で再婚の手続きを行う場合は、日本の待婚期間（100日）だけでなく、自国の法律に定められた待婚期間を満たさなければなりません。

Q.13 ^{にほんじん} 日本人の ^{おっと} 夫と ^{りこん} 離婚することになりましたが、^こ 子どもはこれからも ^{わたし} 私 ^{そだ} が育てたいです。離婚したら ^こ 子どもはどうなりますか？

A.13 ^{りこん} 離婚するときは、あなたと ^{おっと} 夫のどちらが ^こ 子どもを ^{そだ} 育てるのかを決めていなければいけません。夫と ^{おっと} 話し ^{はな} あいをして、どちらが「^{しんけん} 親権（^こ 子どもを ^{そだ} 育てる ^{けんり} 権利のこと）」を ^と 取るのかを決めましょう。

・ ^{ほう} 法テラス ^{あきた} 秋田（^{べんごしそうだん} 弁護士相談 ^{ほうりつそうだん} 法律相談）

TEL : 050-3383-5550

^{でんわ} 電話できる ^{ようび} 曜日と ^{じかん} 時間 : 9:00-17:00（^{へいじつ} 平日）

^{ばしょ} 場所 : ^{あきたしなかどおり} 秋田市中通5-1-51 ^{ほくと} 北都ビルディング ^{かい} 6階

・ ^{ほう} 法テラス・^{たげんごじょうほうていきょう} 多言語情報提供サービス

TEL : 0570-078377

^{でんわ} 電話できる ^{ようび} 曜日と ^{じかん} 時間 : 9:00~17:00（^{へいじつ} 平日）

^{はな} 話すことができる ^{がいこくご} 外国語 : ^{えいご} 英語、^{ちゅうごくご} 中国語、^{かんこくご} 韓国語、^こ スペイン語、^こ ポルトガル語、

^こ ベトナム語、^こ タガログ語



Q.14 ^{わたし おっと}私は夫から殴られたり、蹴られたりしています。
^{にほんご}日本語もうまく話せないし、^{はな}相談できる人もまわりにいないので、^{どうしたらいいのかわかりません。}

A.14 ^{ひとり なや}一人で悩まず、^{かなら だれ}必ず誰かに相談しましょう。^{にほんご}日本語で相談することが^{むずか}難しければ、^{がいこくご}外国語で相談できるところもあります。



	でんわばんごう 電話番号	でんわ ようび じかん 電話できる曜日と時間	はな 話すことができる がいこくご 外国語
あきたけんじょせいそうだんしょ 秋田県女性相談所	018-835-9052 0120-783-251(*)	8:30-21:00 (平日) 9:00-18:00 (土日祝日)	-
あきたけんけいさつほんぶ 秋田県警察本部 レディース通話110番	0120-028-110	24時間	-
よりそいホットライン	0120-279-338	ようび じかん 曜日や時間によって、 たいおう げんご 対応できる言語が ちがいます。 くわしいじょうほう 詳しい情報は、 よりそいホットライン フェイスブック かくにん のFacebookで確認しま しょう。	えいご 英語 かんこく ちょうせんご 韓国・朝鮮語 ちゅうごくご 中国語 タガログ語 ベトナム語 ネパール語 ポルトガル語 スペイン語 タイ語 インドネシア語

(*) けんがい けいたいでんわ
県外や携帯電話からはかけられません



もっと詳しく知りたい方へ

《配偶者・恋人からの暴力》

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、身体的暴力だけではなく、身体的暴力（殴る・蹴る・物を投げつける）、精神的暴力（侮辱する・怒鳴る・無視する）、性的暴力（望まない性行為・避妊に協力しない）、経済的暴力（生活費を渡さない・外で働くことを妨害する）、社会的暴力（交友関係や行動を制限したり監視したりする）、などを指します。

Q.15 秋田で仕事を探しています。どうやって探せばよいですか？

A.15 「ハローワーク（公共職業安定所）」で、仕事の相談をすることができます。相談は無料です。仕事を探す前に、あなたの在留資格で仕事ができるのか、在留資格と在留期間を確認してください。☎ハローワークの電話番号は14ページ



仕事についての相談ができます 仕事を探すこともできます



もっと詳しく知りたい方へ

《外国人が日本で仕事をするには》

外国人が日本で仕事をするには、就労許可されている在留資格でなければなりません。これに違反した場合は不法就労となり処罰の対象となります。
例えば、「留学」「家族滞在」などの在留資格の人は就労が認められていませんが、出入国在留管理庁で『資格外活動許可』を得ると、一定時間のアルバイトができます。就労が認められている在留資格の人であっても、その範囲外の仕事をするとき（例：在留資格「技能」の人が通訳をして報酬を得る場合など）にも『資格外活動許可』が必要です。

れんらくさきいちらん
ハローワークの連絡先一覧

なまえ ちいき ハローワークの名前 (地域)	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所
かづの ハローワーク鹿角	0186-23-2173	かづのしはなわあざあらた 鹿角市花輪字荒田82-4
おおだて ハローワーク大館	0186-42-2531	おおだてししみずいっちょうめ 大館市清水一丁目5-20
たかのす ハローワーク鷹巣	0186-60-1586	きたあきたしたかのすあざひがしなかい 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
のしろ ハローワーク能代	0185-54-7311	のしろしみどりまち 能代市緑町5-29
おが ハローワーク男鹿	0185-23-2411	おがしふながわみなとふながわあざしんはまちょう 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
あきた ハローワーク秋田	018-864-4111	あきたしばらじまいっちょうめ 秋田市茨島一丁目12-16
ハローワークプラザアトリオン	018-836-7820	あきたしなかどおり 秋田市中通2-3-8 (アトリオン3F)
ハローワークプラザ御所野	018-889-8609	あきたしごしょのじぞうでん 秋田市御所野地藏田3-1-1 あきた (秋田テルサ3F)
ほんじょう ハローワーク本荘	0184-22-3421	ゆりほんじょうしいしわきあざたじりの 由利本荘市石脇字田尻野18-1
おおまがり ハローワーク大曲	0187-63-0335	だいせんしおおまがりすみよしちょう 大仙市大曲住吉町33-3
かくのだて ハローワーク角館	0187-54-2434	せんぼくしかくのだてまちこだて 仙北市角館町小館32-3
よこて ハローワーク横手	0182-32-1165	よこてしあさひかわいっちょうめ 横手市旭川一丁目2-26
ゆざわ ハローワーク湯沢	0183-73-6117	ゆざわししみずちょうよんちょうめ 湯沢市清水町四丁目4-3

Q.16 ^{わたし}私^がもらっている時給は、^{あきたけん}秋田県の^{さいていちんぎん}最低賃金よりも^{すく}少ないと^し知りました。^{がいこくじん}外国人だから^{すく}少ないのでしょうか？

A.16 ^{にほん}日本には、「^{さいていちんぎんほう}最低賃金法（^き決まった^{きんがく}金額よりも^{すく}少ない^{きゅうりょう}給料をはらうと ^{ダメ}です）」という^{ほうりつ}法律があり、^{がいこくじん}外国人も^{にほんじん}日本人と同じように^{おな}法律で^{ほうりつ}守られていま^{まも}す。^{じきゅう}あなたの時給が^{さいていちんぎん}最低賃金よりも^{ひく}低かったり、^{やす}休み時間^{じかん}も^{しごと}仕事をさせられるなどの^{なや}悩みがあれば、^{そうだん}相談してみましよう。

あきたろうどうきよくそうごうろうどうそうだん
・秋田労働局総合労働相談コーナー

TEL: 018-862-6684 (^{にほんご}日本語のみ)

^{でんわ}電話できる^{ようび}曜日と^{じかん}時間: 8:30-17:15 (^{へいじつ}平日のみ)

^{がいこくじんろうどうしやむ}外国人労働者向け^{そうだん}相談ダイヤル

^{はな} 話すことができる ^{がいこくご} 外国語	^{でんわばんごう} 電話番号	^{でんわ} 電話できる ^{ようび} 曜日	^{でんわ} 電話できる ^{じかん} 時間	
^{えいご} 英語	0570-001701	^{げつようび} 月曜日から ^{きんようび} 金曜日まで	10:00-15:00 (12:00-13:00は ^{やす} お休みです)	
^{ちゅうごくご} 中国語	0570-001702			
^{ポルトガル} 語	0570-001703			
^{スペイン} 語	0570-001704			
^{タガログ} 語	0570-001705			^か 火、 ^{すい} 水、 ^{もく} 木、 ^{きんようび} 金曜日
^{ベトナム} 語	0570-001706			^{げつようび} 月曜日、 ^{きんようび} 金曜日
^{ミャンマー} 語	0570-001707			^{げつようび} 月曜日、 ^{すいようび} 水曜日
^{ネパール} 語	0570-001708	^か 火曜日、 ^{もく} 木曜日		

あなたが技能実習生の場合

外国人技能実習機構(OTIT)が行う母国語相談

つか がいこくご 使える外国語	でんわ 電話できる ようび じかん 曜日と時間	でんわばんごう 電話番号	そうだん 相談サイトURL
ベトナム語	げつ きん 月～金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
ちゅうごくご 中国語	げつ すい きん 月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	か もく 火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	か ど 火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
えいご 英語	か ど 火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/

しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち やす
祝日と年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

もっと詳しく知りたい方へ

《労働に関する法律》

日本国内で働いている外国人労働者にも労働基準関係法令が適用されます。

「労働基準法」：契約時に賃金、休業手当、労働時間などの労働条件を明示すること。

「最低賃金法」：地域で決められている最低賃金を下回らないこと。

（秋田県の最低賃金790円 2019年10月3日現在）

「労働者災害補償保険法」：業務災害及び通勤災害に対し、労災保険制度により補償をすること。

『労働条件に関するトラブルで困っていませんか?』という労働基準法関係のリーフレットが発行されています（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）。リーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードするか、お近くの労働基準監督署に問い合わせましょう。

☎ 電話番号は17ページ

厚生労働省のホームページ（労働基準法関係ページ）

URL: http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html



もっと詳しく知りたい方へ

《仕事を辞めたら・・・》

退職後は、様々な手続きが必要です。詳しくは近くのハローワーク（☎14ページ）か、秋田労働局職業安定部職業安定課（TEL:018-883-0007）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《労働基準監督署》

労働に関する法律が守られない、不当な解雇をされた、賃金が支払われないなど、労働に関する相談は各地域の労働基準監督署まで問い合わせましょう。

名前	電話	担当している地域
秋田労働基準監督署	018-865-3671	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
大館労働基準監督署	0186-42-4033	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
能代労働基準監督署	0185-52-6151	能代市 山本郡
本荘労働基準監督署	0184-22-4124	由利本荘市 にかほ市
大曲労働基準監督署	0187-63-5151	大仙市 仙北市 仙北郡
横手労働基準監督署	0182-32-3111	横手市 湯沢市 雄勝郡

Q.17 病院へ行きたいのですが、日本語が話せません。

A.17 日本語が話せる人と一緒に病院に行けないときは、「多言語医療問診票」をつか
使しましょう。

この問診票は日本で暮らす外国人が病院へ行ったときに、自分の病気やケガの状況を医師に説明するためのものです。11診療科別に18か国語に翻訳しています。

インターネットで「多言語医療問診票」と検索するか、下に書いたURLを入力しましょう。

URL: <http://www.kifjp.org/medical/>



- 問診票の言語：
- | | |
|----------|--------|
| インドネシア語 | 韓国・朝鮮語 |
| タガログ語 | ロシア語 |
| ペルシャ語 | タイ語 |
| 英語 | ベトナム語 |
| 中国語（北京語） | フランス語 |
| ポルトガル語 | ドイツ語 |
| カンボジア語 | アラビア語 |
| 日本語 | クロアチア語 |
| ラオス語 | ネパール語 |
| スペイン語 | |



Q.18 日本の公的医療保険制度について教えてください。

A.18 日本の公的医療保険（病気やけがのときの保険）には、「健康保険」と「国民

健康保険」の2種類があります。会社などで働いている人は「健康保険」に、

会社などで働いていない人は「国民健康保険」に入ります。どちらかの保険に

入っていれば、「健康保険証」がもらえます。病気やけがのときに病院に

「健康保険証」を持っていくと、病院代の30%だけの支払いになります。

けんこうほけんしょう 健康保険証のおもて	けんこうほけんしょう 健康保険証のうら
<p>健康保険 本人（被保険者） 00111 被保険者証 平成26年 6月25日交付</p> <p>記号 21700023 番号 21</p> <p>氏名 協会 太郎 生年月日 平成 元年 5月 10日 性別 男 資格取得年月日 平成 26年 6月 1日</p> <p>事業所名称 ○○ 株式会社 保険者番号 01010016 保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部 保険者所在地 ○○市○○区○○町○○-○○</p> 	<p>注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。</p> <p>住所</p> <p>備考</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>(1)又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：</p>

>2020.01.01「全国健康保険協会ホームページ」より



もっと詳しく知りたい方へ

《日本の公的医療保険制度》

日本では、自分で手続きを行うことで、病院のお金が戻ってくる場合があります。反対に、保険に入っても、病院のお金が安くない場合もあります。保険の制度をしっかりと理解しましょう。

※日本と公的医療保険制度にかかる社会保障協定を締結している国の方は、加入する必要がない場合があります。

【対象となる国】

- | | | | |
|-------|---------|----------|-------|
| ・ドイツ | ・チェコ | ・ルクセンブルク | ・アメリカ |
| ・イギリス | ・スペイン | ・韓国 | ・カナダ |
| ・ベルギー | ・アイルランド | ・インド | ・ブラジル |
| ・フランス | ・スイス | ・フィリピン | |
| ・オランダ | ・ハンガリー | ・オーストラリア | |

Q.19 母国から呼び寄せた子どもを日本の小学校や中学校に入れることはできますか？

A.19 子どもの年齢によって手続きは違いますが、日本の小学校や中学校に入れることができます。

【子どもの年齢が6歳～15歳のとき】

日本では義務教育にあたる年齢です。外国人の子どもは義務教育ではありませんが、

希望すれば、日本の小・中学校で学ぶことができます。

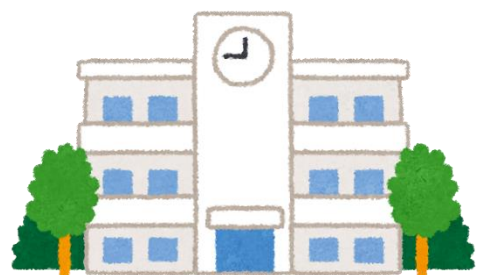
編入（学年の途中で学校に入ること）を希望する場合は、自分の市や町、村の教育

委員会に相談しましょう。☎教育委員会の電話番号は22ページ

【子どもの年齢が15歳～18歳のとき】

他の県や外国で高校に通っていた子どもを秋田県内の高校に編入させたいときは、

秋田県教育庁高校教育課（TEL：018-860-5161）に相談しましょう。





もっと詳しく知りたい方へ

《日本語教育が必要な外国人児童・生徒への支援について（義務教育年齢・公立学校に限る）》

「日本語教育が必要な外国人児童・生徒」に対し、次のような支援を各自治体で行っています。

在籍学級で授業を受けさせ、加配教員や日本語指導者がクラスに入り、付き添って指導します。もしくは、適当な授業の時間を使って、他の教室や日本語教室で指導を行います。

これらの支援の詳細は、各市町村の教育委員会（☎22ページ）に問い合わせましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

《子どもの日本語について》

日本語を母語としない子どもにとって、日本の学校で勉強するのに日本語が大きな壁になるかもしれません。学校では日本語力が勉強の大前提となりますが、日常耳にする言葉と、教科書や授業で使われる言葉は少し異なります。生活環境の変化や文化・習慣の違いに戸惑う上に、言葉の問題は子どもの心理的負担にもなり、自己の人間形成にも大きな影響を与えます。日本語学習支援の必要性を感じたら、まずは学校に相談しましょう。

あきたけんない きょういくいんかいいちらん
秋田県内の教育委員会一覧

ねん がつ にちげんざい じょうほう
 2019年4月1日現在の情報です

きょういくいんかいめい 教育委員会名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
あきたけんきょういくいんかい 秋田県教育委員会	018-860-5111	018-860-5851
あきたしきょういくいんかい 秋田市教育委員会	018-888-5803	018-888-5804
のしろしきょういくいんかい 能代市教育委員会	0185-73-2757	0185-73-6459
よこてしきょういくいんかい 横手市教育委員会	0182-32-2402	0182-32-4034
おおだてしきょういくいんかい 大館市教育委員会	0186-43-7111	0186-54-6100
おがしきょういくいんかい 男鹿市教育委員会	0185-24-9100	0185-24-9156
ゆざわしきょういくいんかい 湯沢市教育委員会	0183-73-2161	0183-72-8515
かづのしきょういくいんかい 鹿角市教育委員会	0186-30-0290	0186-30-1140
ゆりほんじょうしきょういくいんかい 由利本荘市教育委員会	0184-32-1306	0184-33-3381
かたがみしきょういくいんかい 潟上市教育委員会	018-853-5361	018-853-5277
だいせんしきょういくいんかい 大仙市教育委員会	0187-63-1111	0187-63-7131
きたあきたしきょういくいんかい 北秋田市教育委員会	0186-62-6616	0186-63-2678
にかほしきょういくいんかい にかほ市教育委員会	0184-38-2259	0184-38-2252
せんほくしきょういくいんかい 仙北市教育委員会	0187-43-3381	0187-54-1727
こさかまちきょういくいんかい 小坂町教育委員会	0186-29-2342	0186-29-4436
かみこあにむらきょういくいんかい 上小阿仁村教育委員会	0186-60-9000	0186-77-3223
ふじさとまちきょういくいんかい 藤里町教育委員会	0185-79-1327	0185-79-2227
みたねちょうきょういくいんかい 三種町教育委員会	0185-87-2115	0185-87-3052
はつぼうちょうきょういくいんかい 八峰町教育委員会	0185-77-2816	0185-77-3230
ごじょうめまちきょういくいんかい 五城目町教育委員会	018-852-5372	018-852-5370
はちろうがたまちきょういくいんかい 八郎潟町教育委員会	018-875-5812	018-875-5950
いかわまちきょういくいんかい 井川町教育委員会	018-874-4424	018-874-2924
おおがたむらきょういくいんかい 大潟村教育委員会	0185-45-3240	0185-45-2661
みさとまちきょういくいんかい 美郷町教育委員会	0187-84-4914	0187-85-3102
うごまちきょういくいんかい 羽後町教育委員会	0183-62-2111	0183-62-3334
ひがしなるせむらきょういくいんかい 東成瀬村教育委員会	0182-47-3415	0182-47-2119

Q.20 自分の国の運転免許があれば日本で車を運転できますか？

A.20 あなたの国がどこかによって、日本で運転できる場合と、できない場合があります。詳しいことは「運転免許センター」へ問い合わせましょう。

あきたけんけいさつほんぶうんてんめんきょ
秋田県警察本部運転免許センター

TEL: 018-863-1111

うんてんめんきょそうごうあんない
運転免許総合案内

URL: <http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/menkyo/menkyo.html>

もっと詳しく知りたい方へ

《外国の運転免許証を日本の運転免許証に切り替える場合》

外国の免許証を取得後、その国に3か月以上滞在し、その免許証が有効期限内である場合、日本の運転免許証への切り替え申請を行うことができます。その際、運転についての知識や技能を確認し、運転することに支障がないと認められた場合には、学科試験、技能試験の一部が免除されます（イギリス、オーストラリア、カナダ、韓国、ドイツ、フランス、台湾などの28カ国・1地域は学科・技能試験が免除されます）。

申請にあたっては、外国行政庁、各国の在日大使館・領事館または一般社団法人 日本自動車連盟（JAF）による外国免許証の日本語翻訳文が必要です。

※上記に該当しない場合は、日本の運転免許証を取得する必要があります。日本の「自動車学校」で、学科教習と・技能試験を受け、運転免許センターで筆記試験を受けましょう。秋田県の場合、筆記試験は日本語（ふりがな付き）か英語を選択できます。

その他、免許センターでの試験については秋田県警察本部運転免許センター 試験係（TEL: 018-862-7570）に問い合わせましょう。

もっと詳しく知りたい方へ

《日本で免許を取る際の外国語教本について》

「交通の教則」（JAF 発行）が英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で販売されており、本試験は基本的にこの教本から出題されます。

ジャフ
JAF秋田支部 TEL : 018-864-8492

Q.21 日本で生活するためにもっといろいろなことが知りたいのですが、日本語を読むのはむずかしいです。自分の国の言葉で日本の生活について、知ることはできますか？

A.21 一般財団法人 自治体国際化協会（クレア）が作っている多言語生活情報を読んでください。日本での生活に必要なことがいろいろな国の言葉や、やさしい日本語で書かれています。

クレア 多言語生活情報

URL: <http://www.clair.or.jp/tagengo/>

このホームページには日本の生活に必要なことが書いてあります。いろいろなことばでも読むことができます。(上のことばをえらんでください)
やさしい日本語は下からえらんでください。

A	新しい在留制度	J	日本の学校
B	在留資格	K	日本語のべんぎょう
C	結婚・離婚	L	税金
D	いろいろな手続き	M	家を買う・かりる
E	仕事	N	交通
F	病気、けが	O	生活のきまり
G	年金	P	緊急・災害
H	赤ちゃん子ども	Q	わからないことがあるとき (相談窓口)
I	いろいろな福祉		

多言語生活情報リンク集
オリエンテーションガイドブックPDF

Q.22 通訳や翻訳してくれる人を探しています。
どこで紹介してもらえますか？

A.22 秋田県国際交流協会（AIA）で通訳や翻訳をしてくれる人を紹介します。まずは、いつ、どこで、何をお願いしたいのか、AIAに連絡してください。通訳や翻訳には、お金がかかります。

秋田県国際交流協会 TEL : 018-893-5499

AIA コミュニティサポーターへの活動を依頼される方へ

URL : <http://www.aiahome.or.jp/pages/page-1488462840-183>

Q.23 マイナンバーをもらいました。これはどんな時に使うのですか？

A.23 マイナンバーは、日本の国民一人ひとりが持つ、12けたの番号です。年金、税金、医療など、様々な手続きに使います。外国人でも、日本で住民票をもっていれば、マイナンバーが発行されます。

この番号で、あなたのいろいろなことがわかります。大切な番号ですので、何に使われるのか目的がはっきりしないときは、他人に教えないようにしてください。マイナンバーが書かれた紙は、大切なのでなくさないようにしてください。

・ マイナンバー^{せいど かん と あ}制度に関する問い合わせ

TEL: 0120-0178-26

でんわ ようび じかん へいじつ
電話できる曜日と時間: 9:30-22:00(平日)

どにちしゆくじつ
9:30-17:30(土日祝日)

はな がいこくご えいご ちゅうごくご かんこくご ご
話することができる外国語: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

・ マイナンバー^{か かみ}が書かれた紙をなくしてしまったとき

TEL: 0120-0178-27

でんわ ようび じかん じかん なんようび でんわ
電話できる曜日と時間: 24時間 (何曜日でも電話できます)

はな がいこくご えいご ちゅうごくご かんこくご ご
話することができる外国語: 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

・ 内閣官房^{ないかくかんぼう} マイナンバー^{せいど} 社会保障^{しゃかいほしょう}・税番号制度^{ぜいばんごうせいど}について

URL: <https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html>

えいご ちゅうごくご かんこくご ご
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語をはじめ、そのほか 21 の

がいこくご せつめい よ
外国語で説明を読むことができます



市役所（役場）でできるいろいろな手続き

日本で生活するためにはいろいろな手続きが必要です。市役所や町役場・村役場では下の表にある手続きができます。相談をする場所もあります。

<p>じゅうみんとうろく 住民登録 （住所を役所に知らせる）</p>	<p>しょうがっこう ちゅうがっこう はい 小学校や中学校へ入ること とと学年の途中で入ること</p>	<p>しぼうとどけ 死亡届 （家族などが死んだとき、 役所に知らせる）</p>
<p>こくみんねんきん 国民年金 （みんなが入る年金）</p>	<p>こんいんとどけ りこんとどけ 婚姻届・離婚届 （結婚・離婚したことを 役所に知らせる）</p>	<p>ほいくしょ にゆうしょてつづ 保育所の入所手続き</p>
<p>こくみんけんこうほけん 国民健康保険 （会社ではたらいてない人 が入る公的医療保険）</p>	<p>しゅっしょうとどけ 出生届 （子どもが生まれたことを 市役所に知らせる）</p>	<p>ほか そうだん その他、いろいろな相談</p>

A I A の地域外国人相談員を紹介します



がいこくじん こま なや そうだん そうだんいん かたがた す
外国人の困りごと、悩みごとの相談にのってくれる相談員の方々です。あなたが住
んでいる地域の相談員に相談してください。(2020年4月1日現在の相談員です)

たんとう 担当している地域	そうだんいん なまえ 相談員の名前と でんわばんごう 電話番号	そうだん ようび じかん 相談できる曜日と時間				
		げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
かつのし 鹿角市 こさかまち 小坂町	いとう ともこ 伊藤 智子 090-3644-5194	9 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00	-	9 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00
おおだてし きたあきたし 大館市 北秋田市 かみこあにむら 上小阿仁村	こばやし みきこ 小林 幹子 090-4319-3695	10 : 00- 16 : 00	-	10 : 00- 16 : 00	-	-
のしろし はつぼうちよう 能代市 八峰町 ふじさとまち みたねちよう 藤里町 三種町	きたがわ ゆうこ 北川 裕子 090-3640-0459	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00
おがし かたがみし 男鹿市 潟上市 いかわまち ごじょうめまち 井川町 五城目町 はちろうがたまち おおがたむら 八郎潟町 大潟村	くどう きよこ 工藤 紀代子 090-4045-8690	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00	10 : 00- 17 : 00
あきたし 秋田市	こばやし ひさえ 小林 久江 090-3983-8498	11 : 00 16 : 00	-	11 : 00 16 : 00	11 : 00 16 : 00	11 : 00- 13 : 00
ゆりほんじようし 由利本荘市 しかほ市	ふじしま えいこ 藤嶋 英子 090-2360-4817	9 : 30- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00	13 : 00- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00	9 : 30- 17 : 00
だいせんし 大仙市 せんぼくし 仙北市 みさとちよう 美郷町	すずき みつあき 鈴木 通明 090-2276-1113	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00
よこてし 横手市	ふじわら みきよ 藤原 美輝代 090-7880-0011	9 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00	13 : 00- 17 : 00	9 : 00- 17 : 00	-
ゆざわし 湯沢市 うごまち 羽後町 ひがしなるせむら 東成瀬村	くらた まゆこ 倉田 麻由子 090-4550-1211	10 : 00- 16 : 00	10 : 00- 16 : 00	-	10 : 00- 16 : 00	-



にほんごべんきょう
日本語を勉強できるところ
 にほんごきょうしついちらん
(日本語教室一覧)

にほんごきょうしつじょうほうかばあいくわとあさきかくにん
 ※日本語教室の情報は、変わる場合があります。詳しくは、それぞれの問い合わせ先へ確認し
 てください。(下の表は2019年5月1日現在の情報です)

しちょうそんめい 市町村名	きょうしつなまえ 教室の名前	べんきょうようびじかん 勉強する曜日と時間	きょうしつばしょ 教室の場所	とあさき 問い合わせ先
かづのし 鹿角市	かづのしにほんごきょうしつ 鹿角市日本語教室	どようび 土曜日 13:30~15:30	かづのしこうりゅう 鹿角市交流センター	☎0186-30-0292
おおだてし 大館市	おおだてしにほんごきょうしつ 大館市日本語教室	げつようび 月曜日 17:30~19:30 すいようび 水曜日 10:00~12:00	けんほくぶだんじょきょうどう 県北部男女共同 さんかく 参画センター	☎0186-43-7027
きたあきたし 北秋田市	きたあきたしにほんごきょうしつ 北秋田市日本語教室	にちようび 日曜日 10:00~12:00	きたあきたしみん 北秋田市民ふれあいプ ラザ	☎0186-62-1130
かみこあにむら 上小阿仁村	ふれあい学級 がっきゅう	げつようび 月曜日 19:00~	かみこあにむら 上小阿仁村 しょうがいがくしゅう 生涯学習センター	☎0186-60-9000
のしろし 能代市	のしろ日本語学習会 にほんごがくしゅうかい	かようび 火曜日 19:00~21:00 もくようび 木曜日 10:00~12:00	かようび (火曜日) のしろしちゅうおうこうみんかん 能代市中央公民館 もくようび (木曜日) のしろしはたらふじんいえ 能代市働く婦人の家	☎0185-89-2148
ふじさとまち 藤里町	ふじさとまちこくさいこうりゅうきょうかい 藤里町国際交流協会 にほんごきょうしつ 日本語教室	すいようつきかい 水曜(月2回) 10:00~12:00	ふじさとまちさんせだい 藤里町三世代 こうりゅうかん 交流館	☎0185-79-1327
みたねちよう 三種町	にほんごきょうしつ 日本語教室	だい かようび 第1・3火曜日 10:00~12:00 だい きんようび 第2・4金曜日 10:00~12:00	はちりゅうこうみんかん 八竜公民館	☎0185-85-2177
おがし 男鹿市	おがしにほんごきょうしつ 男鹿市日本語教室	どようびつきかい 土曜日(月2回) 10:00~12:00	おがしちゅうおうこうみんかん 男鹿市中央公民館	☎0185-23-2251
かたがみし 潟上市	かたがみにほんごきょうしつ 潟上市日本語教室	にちようびつきかい 日曜日(月2~3回) 10:00~12:00	かたがみしてんのうこうみんかん 潟上市天王公民館	☎018-878-4111
はちろうがたまち 八郎潟町	にほんごきょうしつはちろうがたかいじょう 日本語教室八郎潟会場	だい もくようび 第1・2・3木曜日 がつがつ (4月~12月, 3月) 19:00~21:00	はちろうがた 八郎潟ロマンの里	☎018-875-2092

しちょうそんめい 市町村名	きょうしつ なまえ 教室の名前	べんきょう ようび じかん 勉強する曜日と時間	きょうしつ ばしょ 教室の場所	と あ さき 問い合わせ先	
あきたし 秋田市	あきたしにほんごきょうしつ 秋田市日本語教室	もくようび 木曜日 18:30~20:00	あきたし 秋田市にぎわい こうりゅうかん 交流館AU 4階 けんしゅうしつ 研修室1・2	☎018-888-5464	
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ニジヤス」	すいようび つき かいいていど 水曜日(月3回程度) 10:00~11:30	でんわ かくにん 電話で確認してくだ さい	☎018-834-7936	
	にほんごきょうしつ 日本語教室 「ジャルサ」	すいようび 水曜日 14:30~16:00	でんわ かくにん 電話で確認してくだ さい	☎018-835-2009	
	くらはぶ いろは倶楽部	かようび 火曜日 17:50~19:15	アトリオン6階 ハーモニープラザ	☎018-864-1706	
ゆりほんじょうし 由利本荘市	ゆりほんじょうしにほんごきょうしつ 由利本荘市日本語教室	きんようび がつ がつ 金曜日(4月~12月) 18:45~20:45	ぶんかこうりゅうかん 文化交流館 「カダーレ」	☎0184-22-0900	
し にかほ市	しにほんごきょうしつ にかほ市日本語教室 こうりゅうかい 交流会	どようび つき かい 土曜日(月4回) 9:00~11:00	きさかたこうみんかん 象潟公民館	☎0184-43-7510	
だいせんし 大仙市	だいせん せんぼくこういきけん 大仙・仙北広域圏 にほんごきょうしつ 日本語教室	かようび 火曜日 19:00~21:00	おおまがりこうりゅう 大曲交流センター	☎0187-63-1111 ないせん (内線339)	
せんぼくし 仙北市		もくようび 木曜日 10:00~12:00			かくのだてこうりゅう 角館交流センター
みさとちよう 美郷町		にちようび 日曜日 10:00~12:00			みさとちようちゅうおう 美郷町中央ふれあい かん 館
よこてし 横手市	よこてしにほんごきょうしつ 横手市日本語教室	きんようび 金曜日 10:00~12:00	わいわい Y 2 ぷらざ	☎0182-35-2162	
	にほんご ボランティア日本語 きょうしつ 教室	かようび きんようび 火曜日・金曜日 17:00~21:00	だんじょきょうどうさんかく 男女共同参画セン ター	☎0182-23-5337	
ゆざわし 湯沢市	ゆざわしにほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 ゆざわかいじょう 湯沢会場	すいようび がつ がつ 水曜日(4月~12月) 10:00~12:00	ゆざわしやくしよほんちようしゃ かい 湯沢市役所本庁舎3階 かいぎしつ 会議室	☎0183-73-2163	
		だい きんようび 第3金曜日 (4月~12月) 19:00~21:00			
	ゆざわしにほんごきょうしつ 湯沢市日本語教室 おがちかいじょう 雄勝会場	もくようび がつ がつ 木曜日(4月~12月) 19:00~21:00			おがちぶんかかいかんしちようかく 雄勝文化会館視聴覚 ホール

こま そうだんまどぐちいちらん
困ったときの相談窓口一覧

★がある相談窓口では、外国語を使って話すことができます。それ以外の窓口は、日本語での対応となります。

相談の内容	相談窓口の名前	電話番号	電話できる曜日と時間
▶外国語での相談 (英語・中国語・韓国語)	あきたけんこくさいこうりゅうきょうかい 秋田県国際交流協会 (AIA)	018-884-7050	★木曜日 13:00-15:00
▶相談先がわからない		018-893-5499	平日 9:00-17:45
▶在留資格について	せんだいしゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく 仙台出入国在留管理局 あきたしゆつちようしよ 秋田出張所	018-895-5221	平日 9:00-12:00 13:00-16:00
	★外国人総合相談支援センター	03-3202-5535 03-5155-4039	平日 9:00-16:00
▶パスポートの更新 ▶家族・友人を日本に呼びたい など	ざいにほんかっこくたいしかん りようじかん 在日本各国大使館・領事館	6 ページを 確認	-
▶夫・恋人からの暴力 (DV)	あきたけんじよせいそだんしよ 秋田県女性相談所	018-835-9052	平日 8:30-21:00 土日祝日 9:00-18:00
▶義務教育について	かくしちようそん きょういくいいんかい 各市町村の教育委員会	22 ページを 確認	-
▶高校進学について	こうりつ (公立) あきたけんきょういくちようこうこうきょういくか 秋田県教育庁高校教育課	018-860-5161	-
▶仕事を探したい	かくちいき 各地域のハローワーク	14 ページを 確認	-
▶突然解雇された	かくちいき ろうどうきじゆんかんたくしよ 各地域の労働基準監督署	17 ページを 確認	-
▶給料の未払い			
▶日本語を勉強したい	かくにほんごきょうしつ 各日本語教室	29-30 ページを 確認	-



がいこくじん
外国人のそうだんQ & A

ねん がつ にちはっこう
2020年4月1日発行

はっこう こうえきざいだんほうじん あきたけんこくさいこうりゅうきょうかいい
発行：公益財団法人 秋田県国際交流協会（A I A）

あきたけんこくさいこうりゅうきょうかいい
秋田県国際交流協会（A I A）

じゅうしょ あきたしなかどおり かい
住所：秋田市中通2-3-8 アトリオン1階

TEL: 018-893-5499

FAX: 018-825-2566

E-mail: aia@aiahome.or.jp

